



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年12月22日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（12月15日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（12月15日付）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 ほりぐち まさし (登録番号 第 273556 号)

① 処分の内容

令和 8 年 6 月 1 日から業務停止 9 月

② 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（2 物件。以下「本件建築物」という。）について、グローリー一級建築士事務所（埼玉県知事登録（2）第 10658 号）の業務に関し、虚偽の確認済証及び検査済証を作成し、その写しを建築主に渡した。

また、本件建築物について、工事監理者として、それぞれ確認済証の交付を受けていないことを認識していたにもかかわらず、無確認で工事が行われることを容認した。

さらに、建築士法第 10 条の 2 第 1 項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかった。

2 ながい よしひさ (登録番号 第 236029 号)

① 処分の内容

令和 8 年 6 月 1 日から業務停止 2 月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の建築物（2 物件。以下「本件建築物」という。）について、株式会社ランドアーキ永井建築設計所（愛知県知事登録（い-4）第 12610 号）の業務に関し、本件建築物のうち 1 物件について、虚偽の確認済証を作成し、その写しを工事施工者に渡した。

また、本件建築物について、確認申請の代理者及び工事監理者（その他の工事監理者）として、それぞれ確認済証の交付を受けていないことを認識していたにもかかわらず、無確認で工事が行われることを容認した。

3 かわづ たく (登録番号 第 360415 号)

① 処分の内容

令和 8 年 6 月 1 日から業務停止 14 日

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物について、高松建設株式会社東京本店一級建築士事務所（東京都知事登録第 54842 号）の業務に関し、虚偽の確認済証を作成し、その写しを銀行に渡した。

以上

令和8年1月8日
中部地方整備局

一級建築士の懲戒処分について

中部地方整備局は、一級建築士に対し 建築士法第10条第1項の規定に基づき、懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

渡部 徹 (登録番号第357929号)

- (1) 処分をした年月日 令和8年1月6日
- (2) 処分の内容 戒告
- (3) 処分の原因となった事実

愛知県内の建築物(1物件)について、ダプラスデザイン一級建築士事務所(愛知県知事登録(い-2)第13023号)の業務に関し、設計者として、建築基準法(昭和25年法律第201号)第36条に基づく建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第114条第3項の規定に違反する設計(建築面積が300㎡を超える建築物の小屋組が木造である場合において、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とせず、かつ、桁行間隔12m以内毎に小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けない場合には、同項ただし書の規定に基づき、当該建築物を令第115条の2第1項第7号の基準に適合させる必要があるにもかかわらず、これに適合しない設計)を行った。

<問い合わせ先>

建政部 住宅整備課長 松田 涼

課長補佐 永治 勝

電話:052-953-8574

FAX:052-953-8133



令和8年1月8日
中部地方整備局

一級建築士の懲戒処分について

中部地方整備局は、一級建築士に対し 建築士法第10条第1項の規定に基づき、懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

柳沢 健一 （登録番号第261707号）

- (1) 処分をした年月日 令和8年1月6日
- (2) 処分の内容 戒告
- (3) 処分の原因となった事実

三重県内の建築物（1物件）について、大和ハウス工業株式会社中部集合住宅一級建築士事務所（愛知県知事登録（い-4）第11496号）の業務に関し、設計者として、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条第1号に基づく建築基準関係規定である消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項及び消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第21条第1項第4号の規定に違反する設計（本件建築物は、延べ面積500㎡以上の防火対象物（令別表第1（5）項口：共同住宅）であることから自動火災報知設備を設置しなければならないにもかかわらず、これを設けない設計）を行った。

<問い合わせ先>

建政部 住宅整備課長 松田 涼

課長補佐 永治 勝

電話：052-953-8574

FAX：052-953-8133



建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 15 日

北海道開発局長

遠藤 達哉

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和 8 年 1 月 13 日	すずき えいじ 鈴木 英司、 一級建築士 第 101540 号	戒告	建築士法第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「一級建築士定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの間、一級建築士定期講習を受講していないため、令和 7 年 1 月 7 日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和 7 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、なお特段の理由もなく一級建築士定期講習を受講しなかった。
令和 8 年 1 月 13 日	こだま ひとし 児玉 仁、 一級建築士 第 221140 号	戒告	建築士法第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「一級建築士定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの間、一級建築士定期講習を受講していないため、令和 7 年 1 月 7 日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和 7 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、なお特段の理由もなく一級建築士定期講習を受講しなかった。



建築士懲戒処分公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定による処分をしたので、同法第10条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月28日
関東地方整備局長 橋本 雅道

処分をした年月日	その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和8年1月21日	武長 龍二 一級建築士 第130138号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める講習(以下「一級建築士定期講習」という。)を受けなければならないにもかかわらず、令和2年4月1日から令和6年10月31日までの間、一級建築士定期講習を受けていないため、令和7年2月5日付けで文書 注意を受けたにもかかわらず、令和7年10月31日時点において、建築士事務所に所属して いる事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく一級建築士定 期講習を受けていない。





建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、
同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

中部地方整備局長
森本 輝

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和 8 年 1 月 8 日	伴 紀泰 一級建築士 第 287791 号	戒告	建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和 8 年 1 月 8 日	松森 正晴 一級建築士 第 54924 号	戒告	建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和 8 年 1 月 8 日	鈴木 潤 一級建築士 第 140704 号	戒告	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 5 号の規定に基づく設備設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。



建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 26 日

九州地方整備局長

垣下 禎裕

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別 及びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和 8 年 1 月 19 日	久保山 博幸 一級建築士 第 232889 号	戒告	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、定期講習を受けていないため、文書注意を受けたにもかかわらず、令和 7 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。